

第36号議案

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年3月2日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

出産育児一時金の支給額、保険料率等を改めるとともに、国民健康保険法施行令等の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

中野区国民健康保険条例（昭和34年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.58」を「100分の7.64」に改め、同条第2号中「40,200円」を「42,300円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.36」を「100分の2.65」に改め、同条第2号中「12,300円」を「14,400円」に改める。

第15条の16中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.17」を「100分の2.10」に改め、同条第2号中「17,700円」を「18,000円」に改める。

第19条の2中「200,000円」を「220,000円」に改め、同条第1号ア中「28,140円」を「29,610円」に改め、同号イ中「8,610円」を「10,080円」に改め、同号ウ中「12,390円」を「12,600円」に改め、同条第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同号ア中「20,100円」を「21,150円」に改め、同号イ中「6,150円」を「7,200円」に改め、同号ウ中「8,850円」を「9,000円」に改め、同条第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同号ア中「8,040円」を「8,460円」に改め、同号イ中「2,460円」を「2,880円」に改

め、同号ウ中「3, 540円」を「3, 600円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6, 030円」を「6, 345円」に改め、同号イ中「10, 050円」を「10, 575円」に改め、同号ウ中「16, 080円」を「16, 920円」に改め、同号エ中「20, 100円」を「21, 150円」に改め、同条第2号ア中「1, 845円」を「2, 160円」に改め、同号イ中「3, 075円」を「3, 600円」に改め、同号ウ中「4, 920円」を「5, 760円」に改め、同号エ中「6, 150円」を「7, 200円」に改める。

第24条の4第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条の4第2項の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の同項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。